

優生保護法をめぐる これまでの流れ

2019年2月19日

東京優生保護訴訟弁護団

優生保護法の成立：1948年

- 1948年、戦後の人口増加により食糧が不足する状況のなか、「先天性の遺傳病者の出生を抑制することが、國民の急速なる増加を防ぐ上からも、亦民族の逆淘汰を防止する点からいっても、極めて必要である」との理由により制定された法律
- 第1条は「この法律は、優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。」として、優生上の見地による人口政策を目的の一つとして明確に掲げていた

優生保護法の改正：1996年

- 1996年、優生保護法は「障害者差別に当たると」して、母体保護法に改正された
- 厚生労働省の把握する統計によれば、優生保護法下での強制不妊手術は約1万6500件、本人同意による不妊手術は約8500件、合計約2万5000件
- 記録は約2割しか残っていない

海外では補償法ができている

- ドイツでは1980年、スウェーデンでは1999年に補償法ができた

日本での動き

－謝罪を求める会が要請を続けてきた

- 1997年、優生手術に対する謝罪を求める会が結成され、継続的にホットラインを実施し、厚生労働省との面談・要請を続けてきた

ハンセン訴訟と補償法の成立

- 2001年、ハンセン病患者が国による隔離政策が人権侵害であるとして国家賠償請求を求めた訴訟で、勝訴。夫婦のハンセン病患者の施設入居の条件として優生手術が半ば強制されていたことも指摘した
- 2001年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」、2008年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」は成立したものの、優生手術の被害者全体に対する補償の仕組みについては検討されなかった

国連から何度も勧告を受けている

- 1998年、2008年、2014年も

「委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人たちの補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告する」

- 2016年

「委員会は、締約国が優生保護法に基づき行った女性の強制的な優生手術という形態の過去の侵害の規模について調査を行った上で、加害者を訴追し、有罪の場合は適切な処罰を行うことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が強制的な優生手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようにするため、具体的な取組を行うことを勧告する。」

国会で大臣は「今後考えていきたい」と述べた

- 2004年、厚生労働大臣が、優生手術の実態調査や救済制度の導入をすべきではないかとの質問に対し「今後私たちも考えていきたい」と述べた
- この発言に対し、福島瑞穂議員は「実態調査、個々の実態調査あるいは事実の究明、そして補償等が必要だというふうに考えています。今、障害者差別禁止法等が議論になっている今、やはり不妊手術、断種といったことは、最大の障害者差別であることは間違いありません。その意味で是非、国会でも頑張りまくりますが、厚労省も今までを検証して対策を講じて下さるよう強く要求をしていきたいと思えます。どうかよろしく願いします。」と述べた

障がい者制度改革推進会議でも問題提起 された

- 2010年、政府の障がい者制度改革推進会議の中でも複数の委員から「強制不妊手術の実態調査と補償の必要性、障害者の性と生殖に関する権利の確立」が提起された

飯塚さんの人権救済申立てを受け、 日弁連も謝罪と補償を求めた

- 2015年、飯塚淳子さん（仮名）が人権救済申立て
- 2017年、「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」

「優生手術及び人工妊娠中絶が国家的な人口政策を目的としてなされたこと及びその被害が極めて重大であることに鑑みれば、その被害を放置することは許されず、国は、被害者に対する謝罪、補償等の適切な措置を実施すべきである。」

1 件目の裁判提起

- 2018年1月30日、仙台で、佐藤由美さん（仮名）が国の責任を求める裁判を起こした

議員連盟と与党ワーキングチームの設置

- 2018年3月6日、超党派の国会議員から成る「旧優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」（会長：尾辻秀久参議院議員）が設置された
- 3月27日、自民党及び公明党の国会議員から成る与党ワーキング・チーム（座長：田村憲久衆議院議員）が設置された

基本方針案（法案の方向性）

- 2018年12月10日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（基本方針案）」が出された

基本方針案の何が問題か

- 「我々は、真摯に反省し、心から深くおわびする」→国が謝罪するべき
- 補償対象者を本人と請求後の遺族に限っている→配偶者、法施行前に被害者が死亡している遺族や人工妊娠中絶に基づく被害者も含めるべき
- 被害の認定は厚生労働大臣→独立した組織によって認定するべき
- 被害者に通知はしない→自ら意思表示することが困難な被害者も少なくない。国と自治体の責任で全ての被害者の現況調査を行い、個々の被害者に国の謝罪と補償が届く方策について検討をするべき
- 「検証委員会」については触れられていない→真相究明のための検証委員会を設置するべき

法案に関する一部の報道

- 2019年1月24日 共同通信

「旧優生保護法下で障害者らに不妊手術が繰り返された問題で、超党派議員連盟と連携して救済法案を提出する方針の与党ワーキングチームが、被害者への一時金について300万円超を基準に検討していることが23日、分かった。海外の同種事例を参考にした。与野党は4月に通常国会に法案を提出し早期成立させる方針で、3月中に具体額を決める。」

全国の裁判の状況

- 現在、原告 19 名（優生手術の被害者本人は 15 名）
- 全国 7 地裁に 13 の裁判が起こされている

被害者・家族の会の結成

- 2018年12月4日、優生手術被害者・家族の会結成（代表：飯塚 淳子さん、北三郎さん（いずれも仮名））

2019年3月5日の院内集会

2019年3月5日（火）12時～
院内集会（参議院議員会館）

一緒に国会に思いを届けましょう！